

8 酒 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成17年4月30日までの申告又は処理による課税事績及び平成17年3月31日現在の事績を示したものである。

2 酒税の概要

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール事業法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、①清酒、②合成清酒、③しょうちゅう、④みりん、⑤ビール、⑥果実酒類、⑦ウイスキー類、⑧スピリッツ類、⑨リキュール類、⑩雑酒である。

各酒類の基準アルコール分及び基準税率（1kl当たり酒税率）は次のとおりである。

（17. 3. 31 現在）

種 類	品 目	基準アルコール分等	基 準 税 率
①清 酒		15 度	140,500 円
②合 成 清 酒		15 度	94,600 円
③しょうちゅう	しょうちゅう甲類	25 度	248,100 円
	しょうちゅう乙類		
④み り ん		13.5 度	21,600 円
⑤ビ ー ル			222,000 円
⑥果 実 酒 類	果 実 酒		70,472 円
	甘 味 果 実 酒	12 度	103,722 円
⑦ウイスキー類	ウ イ ス キ ー	40 度	409,000 円
	ブ ラ ン デ ー		
⑧スピリッツ類	ス ピ リ ッ ツ	37 度	367,188 円
	原料用アルコール		
⑨リキュール類		12 度	119,088 円
⑩雑 酒	発 泡 酒	麦 芽 50% 以上 の も の	222,000 円
		麦 芽 25% 以上 50% 未 満 の も の	178,125 円
		麦 芽 25% 未 満 の も の	134,250 円
	粉 末 酒		320,500 円
	そ の 他 の 雑 酒	み り ん に 類 似 す る も の 13.5 度	21,600 円
		そ の 他 の も の 12 度	103,722 円